



鳥取県公報

平成17年7月1日(金)
第7699号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (530) (中部総合事務所福祉保健局)	1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (531) (〃)	1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (532) (〃)	2
	生産事業者登録証の記載事項の変更 (533) (森林保全課)	2
	土地収用法による土地の立入り (534) (管理課)	3
教委告示	臨時教育委員会の召集 (13) (教育総務課)	3
公 告	共済事業に係る平成16年度の経営状況 (管財課)	3
	平成17年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度及び資格免許職) の実施 (人事委員会事務局任用課)	4
	平成17年度鳥取県警察官採用試験 (高校卒業程度) の実施 (〃)	7
調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	10

告 示

鳥取県告示第530号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月1日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン倉吉中央ケアセンター	倉吉市上井359-9	居宅介護	平成17年7月1日

鳥取県告示第531号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月1日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン倉吉中央ケアセンター	倉吉市上井359-9	居宅介護	平成17年7月1日

鳥取県告示第532号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5 第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月1日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン倉吉中央ケアセンター	倉吉市上井359-9	居宅介護	平成17年7月1日

鳥取県告示第533号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第16条第2項の規定により告示する。

平成17年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
64	安藤 一富	住所	八頭郡郡家町大字麻生180	八頭郡八頭町麻生180	平成17年3月31日
"	"	事業所の所在地	八頭郡郡家町大字麻生	八頭郡八頭町麻生	"
197	安藤 大二	住所	八頭郡郡家町大字麻生196	八頭郡八頭町麻生196	"
"	"	事業所の所在地	八頭郡郡家町大字麻生	八頭郡八頭町麻生	"
241	藤原 真澄	住所	八頭郡八東町大字佐崎299	八頭郡八頭町佐崎299	"
"	"	事業所の所在地	八頭郡八東町大字佐崎299	八頭郡八頭町佐崎	"
259	倉見 明人	住所	八頭郡八東町大字三浦234	八頭郡八頭町三浦234	"
"	"	事業所の所在地	八頭郡八東町大字三浦234	八頭郡八頭町三浦	"

鳥取県告示第534号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

中国電力株式会社鳥取支社

2 事業の種類

- (1) 特別高圧架空電線路 黒坂線N o.4からN o.14鉄塔建替に伴う調査・測量
(2) 特別高圧架空電線路 日野川第一線N o.29高鉄塔化に伴う調査・測量

3 立ち入ろうとする土地の区域

- (1) 日野郡日野町下榎字八岩井手下タ、字西、字西ノ前、字土居ノ内、字上ミ馬場、字下馬場、字耕整、字天神ノ前、字ゴゴ路ノウエ、字坂ノ前道下タ、字林ノ前、字寺屋敷、字寺屋敷ノ上、字狐塙、字宮塙ヲンジ及び字宮塙ヒナ平並びに安原字北原、字成リ林、字宮ノ上工、字宮ノ下モ、字御蔵ノ元、字御崎谷、字平ル林、字塙田、字尻塙田、字塙ノ元、字流谷ノ上ミ、字田ノロソネ林、字谷奥、字ソネ林、字大谷長畑及び字オノ上工地内
(2) 日野郡日野町黒坂字傍示岩奥北平ラ、字傍示岩ノ上工、字傍示岩山、字半谷山、字半谷、字下タソ子廻り、字下タソ子及び字半谷家廻り並びに下黒坂字鍛冶屋田地内

4 立ち入ろうとする期間

平成17年6月27日から同年12月28日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第13号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年7月1日

鳥取県教育委員会委員長 山 修 平

- 1 日時 平成17年7月6日（水）午前10時30分～
2 場所 倉吉市上井町一丁目9-2 ホテルセントパレス倉吉
3 議題
(1) 鳥取県教科用図書選定審議会の第2次答申について
(2) その他

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅火災共済機構

から平成16年度の経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成16年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,020
加入戸数	850,467戸
共済委託契約金額	6,782,983,919,000円
火災共済掛金	1,123,872,303円
被災戸数	468戸
火災共済給付金	401,952,325円
特定給付金	3,358,126円
復興建築助成戸数	163戸
復興建築助成金	58,651,797円
住宅防火施設整備補助会員数	79
住宅防火施設整備補助金	29,646,100円
住宅災害見舞戸数	11,083戸
住宅災害見舞金	140,850,000円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,123,872,303円
建物管理の部収入	44,053,624円
その他の収入	254,694,216円
当期収入合計 (A)	1,422,620,143円
前期繰越収支差額	65,064,248円
収入合計 (B)	1,487,684,391円

(2) 支出

事業費	696,064,736円
管理費	253,335,149円
建物管理費	19,652,477円
特定預金等支出	450,445,098円
当期支出合計 (C)	1,419,497,460円
当期収支差額 (A) - (C)	3,122,683円
次期繰越収支差額 (B) - (C)	68,186,931円

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成18年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成17年7月1日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悅 子

1 試験の名称

平成17年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度及び資格免許職）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	5名程度
土木	1名程度
警察事務	4名程度
司書	2名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がない場合もある。

3 対象となる職

一般事務にあっては知事の事務部局等又は市町村立若しくは組合立の小学校、中学校若しくは県立学校に、土木にあっては知事の事務部局、企業局の事務部局等に、警察事務にあっては警察署等に、司書にあっては教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次に掲げる試験の種類の区分に応じ、それぞれに定める給料月額のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額は、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条の規定による減額後の額である。

- (1) 一般事務、土木及び警察事務 133,248円
- (2) 司書 142,560円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件は、次のとおりであること。

- ア 一般事務及び土木 昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた者
- イ 警察事務 昭和57年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた者
- ウ 司書 昭和30年4月2日以降に生まれた者

(2) 司書の受験資格は、図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項の資格（以下「司書資格」という。）を有する者又は平成18年3月31日までに取得見込みの者であること。

(3) 一般事務、土木又は司書の試験を受ける者で日本国籍を有しないものにあっては、次のいずれかに該当する者又は平成18年3月31日までに該当する見込みの者であること。

- ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
- イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(4) 警察事務の試験を受ける者にあっては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

(1) 試験種目

- ア 一般事務及び警察事務
教養試験（多肢選択式）及び適性試験（多肢選択式）
- イ 土木及び司書

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成17年9月25日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部記念講堂及び1号館 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験の実施

一般事務、土木及び司書については鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が実施し、警察事務については、第2次試験以降の最終合格発表等の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務、土木及び司書

作文試験、面接試験及び適性検査

イ 警察事務

作文試験、面接試験、適性検査及び健康診断

(3) 試験の期日

ア 一般事務、土木及び司書

平成17年10月26日（水）から同月28日（金）まで

イ 警察事務

平成17年10月31日（月）

(4) 試験の場所

ア 一般事務、土木及び司書

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

イ 警察事務

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成17年10月13日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成17年11月11日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 一般事務、土木又は司書に係る最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 警察事務に係る最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成18年4月1日の予定であるが、欠員の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、司書の試験に合格した者であっても、平成18年3月31日までに司書資格を取得することができなければ、採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局及び八頭県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成17年8月11日（木）から同月26日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成17年8月26日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成17年8月11日（木）午前0時から同月22日（月）午後12時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成18年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成17年7月1日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悅 子

1 試験の名称

平成17年度鳥取県警察官採用試験（高校卒業程度）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官（男性）	7名程度

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額150,432円のほか諸手当が支給される。

なお、当該給料月額は、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

(2) 試験の期日

平成17年9月18日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県立米子コンベンションセンター 米子市末広町74

7 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基準
身長	おおむね160センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。
胸囲	おおむね78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	正常であること。
聽力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。

(2) 試験の期日

平成17年10月18日（火）及び同月19日（水）

(3) 試験の場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成17年9月29日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総

合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

（2）最終合格者

平成17年11月4日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成18年4月1日の予定である。

10 受験手続

（1）受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、八頭県民局、東京事務所及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び駐在所において交付する。

（2）受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.1g.jp>）を利用して申込みをする方法

（3）受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

（ア）受付期間

平成17年8月11日（木）から同月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成17年8月26日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

（イ）受付時間

午前8時30分から午後5時まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成17年8月11日（木）午前0時から同月22日（月）午後12時まで

11 その他

（1）受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

（2）受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

（3）第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験及び最終合格者の発表等に関

する手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 ノート型コンピュータ	100台
A 3 対応レーザープリンタ	3台
A 4 対応レーザープリンタ	57台
小型スイッチングHUB	10台
イ 購入物品 ソフトウェア	一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成17年10月1日から平成21年9月30日まで

(4) 納入期限

平成17年9月30日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当りの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース又はレンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品について、1の(1)に掲げる数量に相当する数を一度に納入した実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成17年7月1日(金)から同年8月4日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (内線2225)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年7月1日(金)午前9時から同月13日(水)午後3時までの間(日曜日及び土曜日を除く。)交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年8月4日(木)午後1時30分(ただし、郵便による入札書の受領期限は、同月3日(水)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年7月15日(金)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。